

業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

ふくしま HACCP に関する消費者へ向けた情報発信事業

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3 事業の目的

令和元年度より福島県が導入を推進している「ふくしま HACCP」については、ポータルサイトを公開し、導入施設の情報を消費者向けに周知しているところである。しかしながら、消費者の認知が十分ではなく、食品営業者による「ふくしま HACCP」導入の動機につながっていない。そこで、本事業では、本県が「ふくしま HACCP」の導入推進により食の安全・安心の確保を図っていること、導入している施設の情報をポータルサイトで確認できることを、県内の消費者に周知することを目的とする。

4 業務内容

県内の大型商業施設や道の駅等多くの集客が見込める施設においてブースを設置し、「ふくしま HACCP」の内容や導入施設の確認方法等を分かりやすく消費者に発信すること。

(1) 実施場所及び回数

6つの県保健所（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）管内で、1箇所ずつ実施すること。

(2) 広報物の作成

ア チラシ

ふくしま HACCP の内容をわかりやすくまとめたチラシ（A4又はA3二つ折りサイズ、カラー）を作成し、3,000部程度印刷すること。

イ ノベルティ

3の目的を踏まえ、消費者の本事業に対する関心を喚起するためのノベルティ（単価200円程度）を委託者と協議の上選定し、3,000セット作成すること。

5 事業の実施体制等

事業全体の進捗状況を把握し調整を行う責任者を1名配置し、本事業の確実な実施と福島県との円滑な連携を図る体制を整備すること。

6 留意事項

- 円滑な事業実施のため、運営マニュアルを作成する他、福島県との必要な打合せを随時実施すること。

7 著作権

- (1) 成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利）を当該著作物の引渡し時に福島県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、福島県及び福島県が指定する第三者に対し、成果品が著作物に該当する場合には、著作者人格権（同法第18条から第20条に規定する権利）を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 成果品

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・当日の様子がわかる写真

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成したチラシ等の電子データを提出すること。

9 提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

着手届（責任者氏名及び連絡先の記載された緊急時連絡体制を含む）・

(2) 業務終了後に速やかに提出するもの

完了届

10 その他

この仕様に定めのない事項については、福島県と受託者が協議して決定するものとする。